

労働者派遣事業 許可申請提出書類一覧

●申請様式

○…必ず提出
△…省略可 (既に提出してある書類に変更が生じていない場合)
—…不要または該当しない

		提出部数		該当する書類		
		原本	コピー	法人	個人	特定からの 切替申請
①	労働派遣事業許可申請書(様式第1号) 第1面・第2面	1	2	○	○	○
②	・労働者派遣事業計画書(様式第3号) 第1面・第2面 ・キャリア形成支援制度に関する計画書(様式第3-2号)第1面 ・雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書(様式第3-3号)第1面	1	2	○	○	○

●添付書類

①	定款または寄附行為 ※事業目的に「労働者派遣事業」があること ※原本証明がされていること ※内容に変更がある場合は株主総会議事録も添付	/	2	○	—	△	
②	登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※事業目的に「労働者派遣事業」があること	1	1	○	—	△	
③	代表者・役員の住民票の写し(本籍地または在留資格記載のもの) ※登記簿に記載されている全員分(監査役含む)が必要 ※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの	1	1	○	○	△	
④	代表者・役員の履歴書 ※登記簿に記載されている全員分(監査役含む)が必要 ※写真不要 ※認印または自筆の署名が必要(すべて手書きの場合は不要) ※「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載 (職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任」を明記し、「求職活動、家業手伝い、法人設立準備」等も記載するなど空白期間のないように作成)	1	1	○	○	△	
⑤	資産・資金に関する書類	最近の事業年度に係る 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書	/	2	○	—	○
⑥		法人税の納税申告書(別表1・別表4)	/	2	○	—	○
⑦		法人税の納税証明書(その2 所得金額用)	1	1	○	—	○
⑧		*最初の決算が終了していない場合…会社設立時の貸借対照表	/	2	○	—	○
⑨		*個人事業主の場合…預金残高証明書、不動産登記簿謄本、 固定資産税評価証明書 等	1	1	—	○	○
⑩	賃貸の場合…事業所の賃貸借契約書	/	2	○	○	○	
	事業主所有の場合…建物にかかる不動産登記簿謄本	1	1				
⑪	事業所の平面図 ※事業所の縦横の長さ、派遣元責任者の机、個人情報保管場所を記載したもの	1	1	○	○	○	
⑫	派遣元責任者の住民票の写し(外国人の場合は在留資格記載のもの) ※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの ※役員等が兼務の場合、省略可能	1	1	○	○	○	
⑬	派遣元責任者の履歴書 ※役員等が兼務の場合、省略可能 ただし上記の場合、④の役員用履歴書に雇用管理歴を追記	1	1	○	○	○	
⑭	派遣元責任者講習受講証明書	/	2	○	○	○	
⑮	個人情報適正管理規程	/	2	○	○	○	

●添付書類(続き)

○…必ず提出
△…省略可 (既に提出してある書類に変更が生じていない場合)
―…不要または該当しない

提出部数		該当する書類		
原本	コピー	法人	個人	特定からの切替申請

	就業規則(又は労働契約)の以下の該当箇所					
	a 教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分	/	2	○	○	○
⑩	b 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと、また有期雇用派遣労働者についても労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している場合派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを規定した部分 労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分	/	2	○	○	○
	c 無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内労働者派遣契約が終了したものについて、次の派遣先が見つけれない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した部分	/	2	○	○	○
⑪	派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手続き、マニュアル等又はその概要を記した該当箇所の写し	/	2	○	○	○

●参考資料

①	自己チェックシート(様式第15号)	1	1	○	○	○
②	就業規則の労働基準監督署の受理印があるページ ※添付書類⑩で就業規則を提出した場合のみ必要	/	2	○	○	○
③	企業パンフレット等事業内容が確認できるもの	/	2	○	○	○
④	派遣労働者のキャリア形成支援制度を有することを証する書類 ※具体的な教育訓練内容、キャリアコンサルティング窓口等について規定したマニュアル・手引き等	/	2	○	○	○

※厚生労働省における審査の参考とするため、提出をお願いします。

《緩和された資産要件にて申請する場合(当分の間の措置)》 ※注) 旧特定労働者派遣事業からの切替えのみ

1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主が対象

⑤	法第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書(様式第16号)	1	2	○	○	○
⑥	労働者派遣事業許可申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について(様式第17号)	1	2	○	○	○

《緩和された資産要件にて申請する場合(3年間の暫定措置)》 ※注) 旧特定労働者派遣事業からの切替えのみ

平成27年9月30日～平成30年9月29日の3年間の暫定措置として、1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主が対象

⑤	法第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書(様式第16号)	1	2	○	○	○
⑥	労働者派遣事業許可申請の3年間の暫定措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について(様式第17号)	1	2	○	○	○